

市有財産公売要領

(H23 年度入札)

1. 公売財産の表示

区画 番号	所 在	地目	地積 (㎡)	最低売却価格
1	網走市南8条東6丁目12番1	宅地	610.75	15,450千円
2	網走市南8条東6丁目12番7	宅地	305.38	7,970千円
3	網走市潮見2丁目76番7	宅地	2,595.25	27,500千円
4	網走市向陽ヶ丘7丁目20番31	雑種地	3,900.00	35,880千円

2. 公売の方法

一般競争入札

3. 入札参加申込

入札に参加を希望される方は、7月27日（水）から8月4日（木）までの間に、市指定の用紙により入札参加申込み（公売地買受申込書の提出）を行って下さい。

※ 用紙の請求及び書類の提出は、市役所財政課管財係です。

※ 市では、申込者以外の方への所有権移転登記は行いませんので、ご夫婦などで共有登記を予定されている方は、予め連名でお申込み下さい。

4. 入札日時及び場所

(1) 入札日時 平成23年8月5日（金）午前10時00分

(2) 入札場所 市役所 本庁舎3階 小会議室

※入札に参加される方は、午前9時30分までに会場へお集まり下さい。

5. 入札参加資格

地方自治法施行令第167条の4の各規定に該当する人及び網走市に対し公租公課を滞納している人を除きます。

6. 売り払いの条件

(1) 用途指定

網走市都市計画区域内の用途指定に従う

(2) 売買契約の締結

落札された方には、平成23年8月19日（金）までに売買契約を締結していただきます。（契約印紙は、買受者負担）

(3) 売買代金の支払

売買代金は、契約締結時に一括して納付していただきます。

(4) 所有権移転

土地の所有権は売買代金完納と同時に現状で移転します。必ず入札前に現地で土地の境界及び形状等を確認して下さい。

電柱の移設、縁石の切下げ等は関係機関と協議のうえ、買主の責任で行うこととなります。特別な事情がない限り、引渡し後の対応はしかねます。

(5) 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買契約後に市が行います。この時に要する登録免許税は、買受者の負担となります。

(6) 契約違反措置

売買契約条項に違反があった場合には、市はこの売買契約を解除し、物件を買い戻します。この場合、違約金として契約額の10%を市に納めていただきます。

7. 入札保証金

入札に参加される方には、入札価額の100分の5以上の入札保証金を当日入札前に納付していただきます。(参考…入札保証金 250 万円を納めた場合、250 万円×20 倍＝5,000 万円が入札額の上限)

入札日当日は、入札保証金及び印鑑をご持参願います。

入札保証金は、落札人が落札を取り消した場合、不正な入札を行った場合、所定の期間内に売買契約を締結しなかった場合などの際に、市に帰属されます。

落札者の入札保証金は契約締結後、返納します。

8. 入札の無効

入札参加資格のない方の行った入札、不正又は金額を訂正した入札及び網走市契約に関する規則で定める入札に係る条件に違反した入札などは無効とします。

9. その他

(1) 上記のほか入札及び契約に関しては、「網走市契約に関する規則」により行います。

(2) 参加申込期間中は、随時机上説明を致します。

問合せ先	網走市役所 企画総務部財政課管財係 (電話 44-6111、内線 242・369)
------	---